

ILOによるベトナム労働法・労働組合法に 関連する技術協力の概要

—2013年から2015年にかけての14の 政令制定に対する支援の評価—

東京弁護士会会員

上東 亘

Kamihigashi, Wataru¹⁾

1 はじめに

国際労働機関（以下「ILO」とする）は、1919年にベルサイユ条約によって国際連盟と共に生まれ、国連機関の中で唯一、政労使の三者で構成される機関である。そして、ILOは仕事における基本原則及び権利を定める国際労働基準の設定や各国に対するその批准・遵守の促進、政策策定、プロジェクトの実施などを行っている。2016年3月1日現在、その加盟国は187か国に上るが²⁾、ベトナムもその加盟国である。

2016年7月から9月にかけて、私はILOのベトナムにおける技術協力に、外部協力者として参画する機会を得た。本稿では、紙幅の関係で詳述することはできないが、ILOベトナム事務所によるベトナム労働法、労働組合法及びその関連政令に対する技術協力の概要と担当した評価業務について紹介する。

2 ベトナム労働法とILOの技術協力

2003年にILOベトナム事務所がハノイに設立されて以降、ILOとベトナムの関係は深化し続けており、ベトナムが社会主義経済から市場経済への移行を進めようとする中、ILOベトナム事務所は労使関係の発展や児童労働の撤廃などに対して様々な技術協力を展開してきた。そして、近年の注目すべき技術協力として、労働法と労働組合法の改正支援が挙げられる。

ILOベトナム事務所が支援した2012年の大幅な法改正により、労働法に関しては、労働契約や労働条件などの条項の改正に加え、派遣労働

制度が導入され、家事労働者の保護といったこれまでにない規定が創設された。他方、労働組合法にはベトナム政府（労働傷病兵社会省）の責任が規定され、組合費などに関し改正がなされた。そして、政府は、改正法下の実際の運用を可能にするため、施行細則にあたる政令、通達などの法規範文書を発行し、具体的な規定を設ける必要に迫られた。ベトナムにおいては憲法上、裁判所に法解釈権限がないとされ、労働法を含む法律全般を実施するための下位法令が必要となり、行政により多数公布・施行されている。

改正労働法と改正労働組合法の施行から3年（2013年から2015年）の間に、政府は20以上の政令とそれに付随する通達を施行したが、その中でILOベトナム事務所は労働法の改正点とも関連する14の政令³⁾を中心に技術協力を行うこととなった。ILOベトナム事務所は、国際労働基準の遵守を促進するという目的のもと、技術的にも財政的にも労働傷病兵社会省を支援し、これら政令の条項に対しても継続的にアドバイスをしてきた。その過程において、ベトナムの法的な枠組みそれ自体の制約やそれぞれの立場で意見を有する政労使三者との協働といった制約がありつつも、国際的な支援経験に基づき現地の利害関係者の声を聞きつつ支援がなされてきた。具体的には、サーベイ及びその報告、草案の条項に対するコメント、修正案の提示、労働傷病兵社会省が草案について利害関係者と行

1) 本稿は、筆者本人の個人的な見解によるものであり、ILOを含む組織や団体の見解を示すものではない。

2) <http://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/member-countries/lang--ja/index.htm>

3) この14の政令とは、政令41/2013/ND-CP号（ストライキが認められない事業体）、政令43/2013/ND-CP号（労働組合の権限と責任）、政令44/2013/ND-CP号（労働契約）、政令46/2013/ND-CP号（労働争議）、政令49/2013/ND-CP号（賃金）、政令55/2013/ND-CP号（労働派遣）、政令60/2013/ND-CP号（職場における民主的規則）、政令95/2013/ND-CP号（労働法違反時の罰則規定）、政令27/2014/ND-CP号（家事労働者）、政令53/2014/ND-CP号（三者協議制度）、政令119/2014/ND-CP号（苦情申立及び告発）、政令05/2015/ND-CP号（労働法施行細則）、政令85/2015/ND-CP号（女性労働者）、政令88/2015/ND-CP号（労働法違反時の罰則規定、政令95/2013/ND-CP号の改正）である。このうちの一部については、JETROのWEBサイト「ビジネス関連法規・通達」(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/>)において日本語訳訳が掲載されているので参照されたい。

うワークショップのサポートなどが行われた。

3 技術協力評価業務の意義と評価方法

私が委託を受けた業務は、これら14の政令に対する技術協力の過程や達成したことを振り返って教訓を得るため、技術協力の経過、結果を分析、評価するというものであった。

このような評価業務が要請される背景には、もう一つの要因がある。それは、TPPを含む国際的な経済連携協定の枠組みの動向といった、ベトナムを取り巻く状況である。この状況下において、2012年の労働法改正後3年間の経過を踏まえ、ベトナム政府の決定により労働法の重要な点の改正が検討されてきた。特に、労働者を一元的に代表する唯一のナショナル・センターとされるベトナム労働総同盟の特殊性を踏まえ、TPPに関連して結社の自由の観点から労働組合に関する法改正議論がなされてきた。TPPについては先行きが不透明ではあるものの、今後の法改正に対しても技術協力は継続され、ますます重要なものになるであろう。この文脈において技術協力の影響評価は重要な意味を持ち、将来の法改正支援に貢献すべきものとして位置づけられていた。

評価をするにあたっては、当該技術協力の各政令草案への影響力や個々のアドバイスが効果的であったか否かに注目することが求められた。個々の条項に対する具体的なコメント、修正案の内容に関して検証する一方、ILOベトナム事務所の技術協力のアプローチの手法について評価をすることも要請された。

具体的な業務内容として、政令草案やそれに対するコメント、ワークショップの資料など関係文書を幅広く精査するとともに、初期の草案と採択された最終版の条項を比較し、ILOベトナム事務所のアドバイスに従ってどの点が修正されていったのかを分析した。このような関係文書の精査に加え、労働傷病兵社会省及び国会に所属する官吏や、当時のILOテクニカルオフィサーなどに対してインタビューを実施したところ、限られた資源と時間の中で各人がそれぞれの立場で政令制定に情熱を注いでいたことが強く感じられた。

4 評価結果と今後への期待

14の政令制定に対する技術協力の過程を検証、分析した結果、ILOベトナム事務所の労働傷病兵社会省に対するサポートやアドバイスはおおむね効果的であったと評価するに至った。そして、ILOベトナム事務所が労働傷病兵社会省を含む政労使の三者から強く信頼されていることがよく理解できた。ILOベトナム事務所は、これからも政労使のことだけでなくベトナム経済全体への影響も考慮したサポートを継続することが期待されている一方、多様な国際的経験に裏付けられたサポートも期待されている。実際にこれまで日本や韓国、中国などの立法例も紹介しつつ支援がなされたが、ベトナムの官吏は日本を含む他国の実践や経験からさらに学ぶことを望んでいる。

資料の精査やインタビューを通じて、今後の技術協力のために少数ではあるが提案すべき事柄もあった。そのうちの一つは、実務的な視点からのものである。もちろん、これまでILOベトナム事務所は政令の条項の内容がより実践可能なものの、より容易に適用できるものになるようアドバイスしてきた。しかし、労働法及び労働組合法それ自体やその政令にも、曖昧、不明確な文言が存在し、実践が非常に困難な内容を含んだまま施行されている。例えば、女性労働者に対して生理期間中に1日30分間、月3回の有給休憩を付与する規定が創設されたが⁴⁾、大規模工場の製造ラインの維持や一社で千人を超える女性労働者がいる場合の管理上、実際には遵守が容易ではなく、実務に混乱を生じたとも言われる。草案へのアドバイスに対するベトナム側の起草担当からのフィードバックを見ても、労働傷病兵社会省や国会に対して、より実務的な観点にフォーカスした支援が必要であると感じられた。

のことから、新たな法改正や政令制定に対して弁護士が実務経験や知見をもって貢献できる可能性があるようと思われる。弁護士がその強みを生かし、国際機関の枠組みによる法制度整備支援のプロジェクトにも貢献できる機会が今後増えていくことを期待したい。

4) 政令85/2015/ND-CP号第7条2項